

介護保険適用除外 該当・非該当 届出書

(国民健康保険法施行規則第5条の4)

被保険者記号・番号		山 鹿 ・		
該 当 被 保 険 者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 生		
	マイナンバー			
施 設 等	所 在 地			
	名 称			
	入所(院)日	年 月 日	退所(院)日	年 月 日
上記のとおり届けます。 年 月 日 世帯主 住 所 氏 名 マイナンバー 電 話 番 号 山 鹿 市 長 様				

【 施 設 等 証 明 欄 】

年 月 日 に 入所(入院)・退所(退院)したことを証明します。

年 月 日

所在地

名 称

印

電話番号

(ご担当者様)

山 鹿 市 長 様

介護保険適用除外施設

- ① 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
【根拠(関連)法令：児童福祉法第42条の2】
- ② 児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関(当該指定に係る治療等を行う病床に限る)
【根拠(関連)法令：児童福祉法第6条の2第3項】
- ③ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定により、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
【根拠(関連)法令：独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法】
- ④ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- ⑤ 生活保護法に規定する救護施設
【根拠(関連)法令：生活保護法 第38条第1項第1号】
- ⑥ 労働者災害補償保険法に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設
(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を
入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る)
【根拠(関連)法令：労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号】
- ⑦ 障害者支援施設(生活介護を行うものであって、身体障害者福祉法の規定により入所している身体障害者又は知的障害者福祉法の規定により入所している知的障害者に係るものに限る)
【根拠(関連)法令：知的障害者福祉法 第16条第1項第2号】
- ⑧ 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設(支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る)を受けて入所している身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るものに限る)
【根拠(関連)法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第19条第1項】
- ⑨ 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者である病院(療養介護を行うものに限る)
【根拠(関連)法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第6項】